

別表 eラーニングにより行われる雇入れ時等教育等が満たすべき要件

雇入れ時等の教育 (※1)	特別教育	職長等の教育(※2)	技能講習	安全管理者選任時研修(※3)	衛生工学衛生管理者講習	作業環境測定士登録講習(※4)	建築物石綿含有建材調査者講習	分析調査講習
eラーニング等の教育内容が労働安全衛生規則第35条第1項に定める範囲を満たすこと	教育内容が各特別教育規程に定める範囲を満たすこと	教育内容が法第60条に定める範囲を満たすこと	講習範囲が各技能講習規程に定める範囲を満たすこと	研修内容が、告示(※5)第1号に定める範囲を満たすこと	講習内容が、告示(※6)第3条第1号に定める範囲を満たすこと	講習範囲が告示(※7)第3条第1項に定める範囲を満たすこと	講習の講義の内容が告示(※8)第7条第2項及び通達(※10)に定める範囲を満たすこと	学科講習の内容が告示(※9)第2条第2号及び通達(※10)に定める範囲を満たすこと
eラーニング等の教材の閲覧・視聴等の時間の担保	教育時間が、各特別教育規程に定める時間以上であることとが担保できるところ	教育時間が、労働安全衛生規則第40条第2項に定める時間以上であることとが担保できるところ	講習時間が、各技能講習規程に定める時間以上であることとが担保できるところ	研修時間が、告示(※5)第1号に定める時間以上であることとが担保できるところ	講習時間が、告示(※6)第3条第1号に定める時間以上であることとが担保できるところ	講習の講義時間が、告示(※8)第7条第2項第5号に定める時間以上であることとが担保できるところ	講習の講習時間が、告示(※9)第2条第2号に定める時間以上であることとが担保できるところ	学科講習の講習時間が、告示(※9)第2条第2号に定める時間以上であることとが担保できるところ
使用されている映像教材又はウェブサイトに出演する講師並びに当該映像教材又はウェブサイトに出演する者及び監修する者	いずれも十分な知識又は経験を有することとが確認できるところ	いずれも十分な知識又は経験を有することとが確認できるところ	いずれも各技能講習規程に定める講師の要件を満たすこととが確認できるところ	いずれも告示(※5)第2号に定める講師として必要な能力を有することとが確認できるところ	いずれも登録省令第1条の2の2の第1項第2号に定める講師の要件を満たすこととが確認できるところ	いずれも作業環境測定法別表第3各号の表の科目に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同一表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合することとが確認できるところ	いずれも告示(※8)第5条第1項第3号に定める講師の要件を満たすこととが確認できるところ	いずれも通達(※10)に定める講師の要件を満たすこととが確認できるところ
実技、修了試験等	特別教育のうち、実技教育について、講師と同一場所以対面により実施していること	—	実技講習について講師と同一場所以対面により実施していること及び修了試験について登録教育機関の監視者と同一場所以対面により実施していること	—	修了試験について登録衛生工学衛生管理者講習機関の監視者と同一場所以対面により実施していること	—	筆記試験による修了試験について建築物石綿含有建材調査者講習実施機関の監視者と同一場所以対面により実施していること	筆記試験による修了試験について分析調査講習実施機関の監視者と同一場所以対面により実施していること

実施場所、質問対応	受講者からの質問が あった際に受け付け られる体制がある こと	受講者からの質問が あった際に受け付け られる体制がある こと	受講者からの質問が あった際に受け付け られる体制がある こと	登録講習機関が設定 した会場に集合して 実施することによ り、法第77条第2項 第3号に規定する業 務を管理する者が技 能講習の実施状況を 把握できること	登録衛生工学衛生管 理者講習機関が設定 した会場に集合して 実施することによ り、登録省令第1条 の2の2の2第1項 第3号に規定する衛 生工学衛生管理者講 習の業務を管理する 者が衛生工学衛生管 理者講習の実施状況 を把握することがで きること	登録衛生工学衛生管 理者講習機関が設定 した会場に集合して 実施することによ り、登録省令第1条 の2の2の2第1項 第3号に規定する衛 生工学衛生管理者講 習の業務を管理する 者が衛生工学衛生管 理者講習の実施状況 を把握することがで きること	受講者からの質問が あった際に、講師が 講義中に適切に応答 できよう双方向性 が確保されているこ と	受講者からの質問が あった際に、講師が 講義中に適切に 応答できよう双方向 性が確保されているこ と	受講者からの質問が あった際に受け付け られる体制がある こと	受講者からの質問が あった際に受け付け られる体制がある こと	受講者からの質問が あった際に受け付け られる体制がある こと	受講者からの質問が あった際に受け付け られる体制がある こと	分析調査講習機関が 設定した会場に集合 して実施することよ り、分析調査講習 の実施機関が当該講習 の実施状況を把握で きること	
人数	—	—	15人以内の受講者を もって一単位として いること	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
討議方式として実施 する教育	—	—	同一時間に参加した 受講者の相互のやり とりが可能となるよ う双方向性が確保さ れていること	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 法第59条第1項及び第2項の規定による雇入れ時等の教育

(※2) 法第60条の規定による職長等の教育

(※3) 労働安全衛生規則第5条第1号の厚生労働大臣が定める研修

(※4) 作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第5条の講習

(※5) 労働安全衛生規則第5条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修(平成18年厚生労働省告示第24号)

(※6) 衛生管理者規程(昭和47年労働省告示第94号)

(※7) 作業環境測定士規程(昭和51年労働省告示第16号)

(※8) 建築物石綿含有建材調査者講習準則規程(平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号)

(※9) 石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省告示第277号)

(※10) 令和2年9月1日付け基発0901第10号「石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」